



答申第532号
平成27年12月15日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、平成27年12月15日付け神保高介第4619号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市高齢者安心登録事業における個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 市内居住で行方不明になるおそれがある高齢者の情報を、本人等から事前に収集して登録し、関係機関で情報共有して登録者の行方不明時に早期発見及び保護を図ろうとする事は、当該高齢者の生命・身体の保護の観点から公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等適正な維持管理をおこなわなければならない。
- 3 なお、神戸市高齢者安心登録事業を運用するにあたり、今後、事前登録者の更新手続について再検討するなど、当該事業の趣旨と個人情報保護のバランスを考慮した改善がなされることを要望する。

神戸市高齢者安心登録事業における個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

【事前登録情報】

- ◎本人の氏名，性別，旧姓，生年月日，住所，電話番号（自宅，携帯，携帯の契約先，契約名義人）
- ◎よく行く場所，以前の居住地，過去に道に迷ったことがあるか
- ◎写真，身体的特徴等（身長，体重，体型，顕著な痕跡等）
 - ・「行方不明時メール配信を依頼する人」の氏名，本人との続柄，連絡先
- ◎利用サービス等の情報（要介護度，病名，担当ケアマネジャー，利用サービス）



答申第533号
平成27年12月15日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成27年12月15日付け神保高介第4619号-2により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市高齢者安心登録事業における電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市高齢者安心登録事業の登録者情報を確実に把握して情報を共有するとともに、行方不明時のメール配信等において的確な事務執行をするためには、電子計算機処理が不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

神戸市高齢者安心登録事業における電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【電子計算機処理する個人情報】

- ◎本人の氏名, 性別, 旧姓, 生年月日, 住所, 電話番号 (自宅, 携帯, 携帯の契約先, 契約名義人)
- ◎よく行く場所, 以前の居住地, 過去に道に迷ったことがあるか
- ◎写真, 身体的特徴等 (身長, 体重, 体型, 顕著な痕跡等)
 - ・「行方不明時メール配信を依頼する人」の氏名, 本人との続柄, 連絡先
- ◎利用サービス等の情報 (要介護度, 病名, 担当ケアマネジャー, 利用サービス)